

岩手県医療局管理規程第8号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組織	区分						組織	区分					
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		1種	2種	3種	4種	5種	6種
本庁	[略]			総括課長 システム管理室長 医事企画指導監 薬事指導監 [略]		[略]	本庁	[略]			総括課長    薬事指導監 [略]		[略]
病院	[略]	院長 周産期医療センター長	[略]	[略]	[略]	[略]	病院	[略]	院長	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]							[略]					

別表第2（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
7級	[略]	
	5種	53,400円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸の事務局長にあつては、62,300円
	[略]	
6級	[略]	
	5種	50,500円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸の事務局長にあつては、58,900円
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	53,100円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、62,000円
[略]		

[略]

別表第3（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
7級	[略]	
	5種	43,800円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸の事務局長にあつては、51,000円
	[略]	
6級	[略]	
	5種	38,500円。ただし、遠野、

別表第2（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
7級	[略]	
	5種	53,400円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、軽米及び一戸の事務局長にあつては、62,300円
	[略]	
6級	[略]	
	5種	50,500円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、軽米及び一戸の事務局長にあつては、58,900円
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	53,100円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、62,000円
[略]		

[略]

別表第3（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
7級	[略]	
	5種	43,800円。ただし、遠野、南光、江刺、千厩、軽米及び一戸の事務局長にあつては、51,000円
	[略]	
6級	[略]	
	5種	38,500円。ただし、遠野、

		南光、江刺、千厩、 <u>大槌</u> 、 軽米及び一戸の事務局長に あつては、45,000円
	[略]	
[略]		

2 [略]

3 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
6 級	[略]	
	5 種	39,900円。ただし、遠野、 南光、江刺、千厩、 <u>大槌</u> 、 軽米及び一戸の総看護師長 にあつては、46,600円
[略]		

[略]

		南光、江刺、千厩、 <u>軽米及</u> び一戸の事務局長にあつて は、45,000円
	[略]	
[略]		

2 [略]

3 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
6 級	[略]	
	5 種	39,900円。ただし、遠野、 南光、江刺、千厩、 <u>軽米及</u> び一戸の総看護師長にあつ ては、46,600円
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。